

世界と日本のヘルパー事情から 介護の未来を考える

～暮らしの中での「自分らしさ」

尊厳・自律が実践の力～

ホームヘルパー1級・介護福祉士
ヘルパー裁判国賠訴訟原告

2023年8月19日

藤原 るか

共有できたらいいなあ～

ヘルパーのらしい 専門的視点とは？

- * 誰でも出来る生活援助？十人十色の暮らしの中で
「人間の可能性」を生活文化を通じて支援する実践
- * 五感での「生活の厚み」「本人らしさ」を共有
⇒松さんと新聞の事例
認知症ケア「忘れる事の恐怖」を意識
- * ちよっとだけ・・・**世界の介護をのぞこう！ いざ裁判へ**



♪ヘルパーの魅力♪

0歳の赤ちゃんから、精神障害をもった青年から100歳を超えた高齢者の方々まで幅広いケアが体験できる事

⇒隠し立てのない「生活」の中で、
生き抜く力を見せて頂ける。
ケアを通じて人生や社会、自然
環境等、人を取り巻く様々な状況
を深く捉えなおし、自分自身が鍛
えられる仕事



「介護職」とまとめられているが… 施設と在宅の暮らしぶいの違い



当事者から見た 施設と在宅の暮らしぶりの違い ベスト3（施設編）

- ① いつでも近くに人がいる→ 安心感
（スタッフ・入居者）
- ② 座っていても食事がとれる
- ③ 自由な時間が少ない



ヘルパーから見た仕事先 (在宅編)

施設と違う在宅の特徴は？

高齢、障害、病気のある暮らしは一緒ですが・・・

貧困と直接向き合う

⇒暮らしぶりがわかる（鍵やお金を預かる）

- 家族や介護者と常に向き合う

（夫婦で住まわれている場合、嫉妬心などのセクシャルな面にも出会う）

- 多様な価値観、生活文化をサポートする

- **それぞれ違った住環境の中での仕事**

- 現在の所、労働環境が整わない現場⇒
只今、裁判中



伝えきれていない専門性

⇒ホームヘルパーらしい視点

- ① 1対1のケア（直行・直帰の事業所が9割）
多様で個別性の有る365日、継続的なサポート
★「チーム・ケア」が育ちにくい労働環境
- ② 家族介護者（地域）との協働 一人暮らし・老々・同居等
セクシャリティも含まれる関係性
- ③ **7割が認知症状**をお持ち⇒**老計10号の見直し**と制度課題
- ④ **経済的貧困**とも向き合う
 - ・介護度による限度額が低い事から利用控えが有る
 - ・事業所加算を取ると、他の事業所との競合や利用者
 - ・負担に連動するため、見送っている事業者が多い
- ⑤ 「**生活援助**」**抜きには生活が成り立たない!**
(在宅平均要介護度2が限界点の現状)



ホームヘルパーと家政婦の違い

①仕事の方向性の違い

⇒家事の手間から解放

(家政婦さん)

⇒「自分らしく生き抜く」サポート

尊厳や自立・生活の質QOL

②訪問時間の違い

③法的根拠の違い

④歴史の違い



違いを考えていたが・・・

家事労働者の過労死問題、厚労省に3万5000筆超す署名 ケア労働者保護外しの構図

住み込みで家事代行や介護にあたった68歳の女性が2015年5月、24時間勤務で6日間働いた末に亡くなった。労働基準監督署は労災と認めず、その取り消しを求めた遺族の訴訟にも東京地裁は今年9月29日、請求を棄却した。原告側は控訴し、11月9日、厚生労働省の担当職員らに家事労働者への労働基準法適用を求める3万5000筆を超乎署名して要請書を手渡した。

女性は訪問介護・家事代行サービス会社の転雇で、重い認知症高齢者の家庭に住み込みで働き、勤務が明けた日の午後、急性心筋梗塞で亡くなった。住み込み先の家族から介護内容に細かく口を出されるなどストレスの大きい中で、女性が午前5時から午前0時まで約19時間、働き続けたことは判決も認めている。だが労災の対象になった4時間半だけとし、過労死の要件は満たしていないとした。根拠は労基法116条2項の「同居の親族のみ」という



側原告を渡す署名簿に署名する厚労省職員ら(右端)に署名簿を渡す原告側の支援者ら。11月9日、東京・永田町の衆議院第二議員会館で。(提供/Change.org)

人とは個人家庭との契約により「家事一般」にあたる者とされる。事業者からの派遣や請負の場合には労基法が適用されるが、判決では家事については派遣先の家庭と契約を結んでおり、残り14時間半は「家事使用人」だったとして、女性は労基法の保護の外に置かれた。「家事使用人」だとして、女性9日の署名提出後のやりとりで厚労省側は、介護や保育でも家事の一環として行なわれれば「家事一般」に分類されるとした。だとすれば個人家庭との契約でありさえすれば、介護も保育も労基法の適用の外に置かれる。その後の記事は、

うち14%が紹介料として引かれ、事実上の派遣または請負事業だった。形式的に個人家庭と契約を結ばせたのは労基法逃れの脱法スキーム」と述べた。

この方式を利用すれば労基法外の介護・保育労働者を作り出せると、原告側の指宿昭一弁護士も懸念する。たとえばギグワーカーとして個人間契約で家事代行を依頼して担わせれば、使いたい放題のケア労働者が手に入ることになる。

家事労働への根深い蔑視

こうした構図を可能にしたのは社会に根深い家事労働への蔑視だ。個人で家事代行に従事する土屋華加さんは支援者として会見に参加。家事代行業の厳しさやスキルが理解されていないと訴えた。多様な家庭に向いて臨機応変にニーズに対応できるスキルが必要だが、訪問先のトイレを使わせな

いなど利用者のけじめが、... 出版したことから、助言者として原告側を支援してきた。会見では①訪問診療医の殺害事件や今回の過労死のように、家庭は監視が屈かない危険な密室職場である②「家事使用人」を抜け穴に保護なし介護労働者が横行する恐れがある③女性の貧困化による労働力の供給増と、介護の自己責任化による需要増の中で「家事使用人」による介護サービスはさらに広がる④労基法116条の見直しは家事労働者を保護するILO(国際労働機関)189号条約批准に道を開く——として、労基法の早急の見直しを提言した。

この規定は「同居の親族」や「家事使用人」を権利を持つ個人でなく「家長」の一部と見なす「家制度」の名残だ。労基法施行から75年、この規定への疑問はくすぶり続け、1993年には労働大臣の諮問機関である労働基準法研究会も撤廃すべきとの報告をまとめた。今回の悲惨な過労死に背中を押される形で、ようやく加藤勝信厚労大臣も実態調査を約束した。今は改正の好機だ。「外国は労働者

事例「松さんと新聞」

五感での体感記憶の理解

～自立と尊厳が分かる～

五感で感じ取る「**生活の厚み**」「**体感記憶**」

無意識の中での生活を意識してみる

⇒言語化・可視化の壁

認知症ケア

⇒**忘れる事への恐怖を意識できるか？**



新聞紙で五感を体感する

ある日の朝の訪問での出来事

松さん92歳。元軍人。その後会社員を定年まで勤める

軽い認知症状がある。要介護1

一人暮らし。息子さんは千葉に住んでいる。買い物担当

月に一度の新聞休刊日

玄関に下着姿でへたり込んでいた。

「新聞が届いていない・・・」と

日付の確認に使っているという、

松さんにとっての新聞を五感から考えてみると・・・

ヘルパーは連日「生活援助」食事の準備と掃除・洗濯



生活支援で感じ取る「本人らしい」 生活文化と暮らしの厚み

- ⇒ 情報 (視覚)
- ⇒ (触覚)
- ⇒ (嗅覚)
- ⇒ (聴覚)
- ⇒ (味覚)

訪問から感じとる「生活の厚み」
という本人らしさ＝尊厳)



世界にヘルパーは居るのか？

～世界のヘルパーさんと出会う旅～



20年に1度の国際会議！

- 1982年 ウィーンで開催
第1回「国連高齢者問題会議」
- 2002年 スペイン・マドリード
第2回 1999年国連で採択された
「高齢化憲章」を実行力のある物に
してゆくために開催された。

テーマ **“高齢期は人類の勝利
全ての世代の人の為の社会”**



問い？は3項目・あなたなら？

- ① ヘルパーになった**動機**と
現在の**気持ち**
- ② ケア実践で**楽しい事・辛い事**
- ③ 労働環境や**社会的評価**



南半球オーストラリアへ

シドニー・メルボルン(2003年)



ホームヘルプ・在宅等の基準を考えた シドニー・メルボルンへの旅

<中福祉・中負担と云われている国>

① ヘルパーのスキルの基準

→アイロンをしっかりと掛けられるようになる事！
イギリス領だった文化。

ティータイム10時と15時に30分の休憩

② 在宅の基準

→週に3回以上ホームヘルプが必要な方は施設へ

③ 56か国語への通訳の保障



ドイツ「犬ちゃんもメンバー」 生活支援も有り、重要と！ (2011年)



短時間での訪問について

10分単位での立ち寄り（安否確認）が認められている国
スウェーデン（マルメ）・デンマーク（コペンハーゲン）
オランダ（デルフト）・ドイツ（デュセルドルフ）
他に十分な滞在時間が認められている。



イギリスのヘルパーさんと

懇談の様子 (2010年7月)

- 二人一組で訪問
- 2週間単位の仕事
 - 第1週目 4日勤務
 - 第2週目 3日勤務
- バケーションは1ヶ月。
他にクリスマス休暇等
- 医療的ケアは今後の課題

(リーズ市のヘルパーさんと)



フランス 国家資格がある国（一本化）

イギリス 認知症「周りが変わる事」

（認知症アドバイザー当事者と家族にそれぞれ就く）



身分保障他について

北欧⇒公務員又は公務員待遇

オランダ・ドイツ⇒

同一労働・同一賃金

韓国⇒情緒的ケアとして

話し相手 1 時間保障



オランダ・デルフトでの 懇談の様子

(2010年7月)

- 10ランクの介護保障 介護度は10段階
最高額は月54万円の費用保障
- 認知症状のある方は介護4~6となる
- 安否確認の立ち寄りが認められている
- 同一労働・同一賃金



オランダ施設の視察（ヘルパーステーション併設）



塩の違いを知った旅



療養保護士と事業者の現状①

(城山老人福祉センター崔太子代表より聞き取り)

1, 運転免許場のように毎日、受けられる国家試験

韓国の場合無資格では施設でも在宅でも働くことが出来ない。

2024年からは320時間に養成時間が変更予定。

2, ヘルパーの4つの役割

①身体、②家事、③個人活動援助(外出同行)④情緒的ケア

*入浴はディの風呂を借りたり、銭湯入浴も認められている。

3, 家族介護者も上記研修養成を受けて資格を取る

家族療養保護士は事業所に登録。家族へのケアで現金給付を受けている。

①配偶者の場合 1日90分×31日で月8万円位

②親の場合 1日60分×20日で月4万円位

但し、給付を受けている日はヘルパーさんを使えない。

家族療養保護士と療養保護士の割合

介護保険スタート時は8割近くが家族療養保護士。現在では家族は3割~4割



療養保護士と事業者の現状 ②

4、認定調査は52項目

社会福祉士と医師が訪問調査。身体状況、認知機能、行動変化（鬱）、医療リハの5分野。介護度1～5までのサービスと時間数を決定。

介護度1、2が重度 3、中度4、軽度 5は「認知症」 重度加算1日350円。

5、介護度5「認知症」への訪問は

認知症専門教育を受けたヘルパーしか訪問できない。

（専門教育内容は聞けませんでした）

手当が一人につき1000円。今後、資格手当は見直される予定

6、人件費率の縛りが厳しい

法律で訪問介護の人件費率は86.6%と決められている。経営の経費は13%。通訳の崔さんの事業所では養成学校やディサービスを併設経営。



カナダの仲間

トロント

(2015年)

- 100%移民の仕事
- 医療との線引きがはっきりしたケア

⇒転倒は救急車かN
S対応

厳しい労働環境（オンコール）だが、ステップアップの道が示されている。

- 12の州ごとに名称が違う
(資料配布)



各州ごとに違った呼び名！

カナダのテキストから (2016年)

- **British Columbia** Health Care Assistant
(**Newfoundland & Labrador**)
- **Alberta** Health Care Aide
- **Saskatchewan** Continuing Care Assistant
(**Nova Scotia**)
- **Manitoba** Health Care Aide
- **Ontario** Personal Support Worker (**New
Brunswick**)
- (**Northwest Territories**)
- **Quebec** Home Support Worker
- **Prince Edward Island** Home Care and Support
Provider
- **Yukon Territory** Home Support Worker
(**Nunavut**)





500円玉をためて世界へ出向いた体験が
国賠訴訟のエネルギー！

これからも介護現場から世界へ
さて、国相手の裁判をやらないと・・・



移動・待機・キャンセルは

「賃労働！」

介護保険導入後の年収150万円平均（20年間）
ショート・入院等のキャンセルが出ると収入が不安定

月2万円～3万円が平均の不安定収入

最大8万円（過去3回）⇒コロナで10万円が・・・

国民年金が継続的に掛けられない22年3か月

⇒無年金を覚悟した

年金の手続き「消えた年金」遡及され90万円の支給

⇒ 「出来高払い」は介護保険での検討課題



短時間労働者の職業別調査

極端に違う1日当たりの実労働時間

ホームヘルパーの平均は3.6時間

福祉施設介護職員の “ 6.1時間

看護師の “ 6.0時間

保育士の “ 5.6時間

厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」より

表①短時間労働者の職種別労働実態でホームヘルパーは1日当たり実労働時間数が極端に少ない

区分	男女計				労働者数男女別		
	平均年齢	実労働日数	1日当たり 所定内 実労働時間数	1時間当たり 所定内給与額	労働者数 (男女)	労働者数 (男)	労働者数 (女)
単位	歳	日	時間	円	人	人	人
看護師	48.6	14.6	6.0	1733	153840	3360	150480
保育士(保母・保父)	46.6	16.4	5.6	1108	87780	950	86830
介護支援専門員(ケアマネージャー)	54.6	16.4	6.2	1486	9000	410	8590
ホームヘルパー	57.7	15.9	3.6	1447	127360	7800	119560
福祉施設介護員	52.5	15.7	6.1	1125	295520	38060	257460

(厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」より抽出、編集部作成。企業規模計10人以上総計)

低迷するホームヘルパーの介護報酬

全国調査では、

訪問ヘルパーの平均時給は1211円

(令和元年介護労働実態調査)

国が定める全産業の最低賃金は、

2000年が659円

2022年が961円と

46%上昇している

最低賃金は1.4倍!!

図1 低迷するホームヘルパー介護報酬

身体介護中心型の介護報酬の推移 (単位)

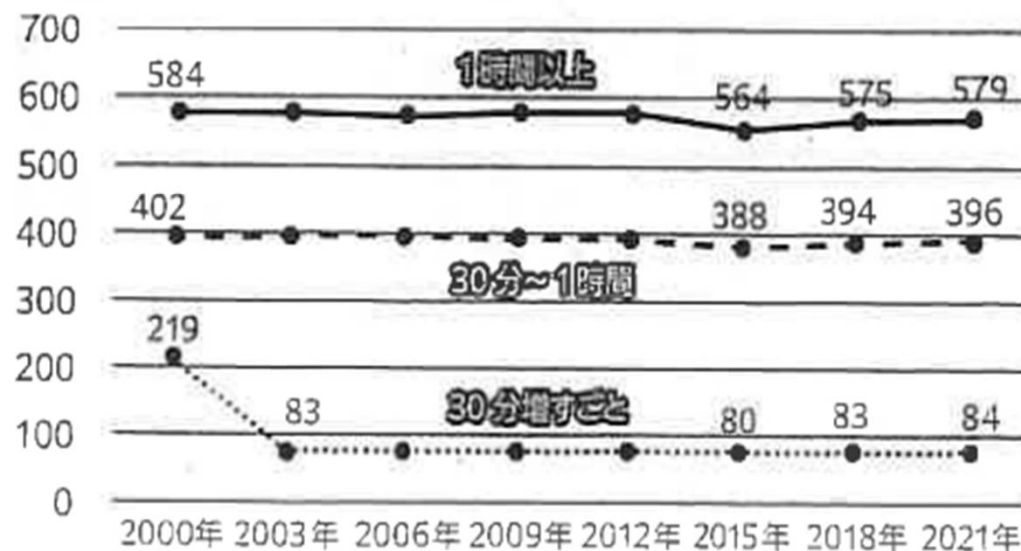
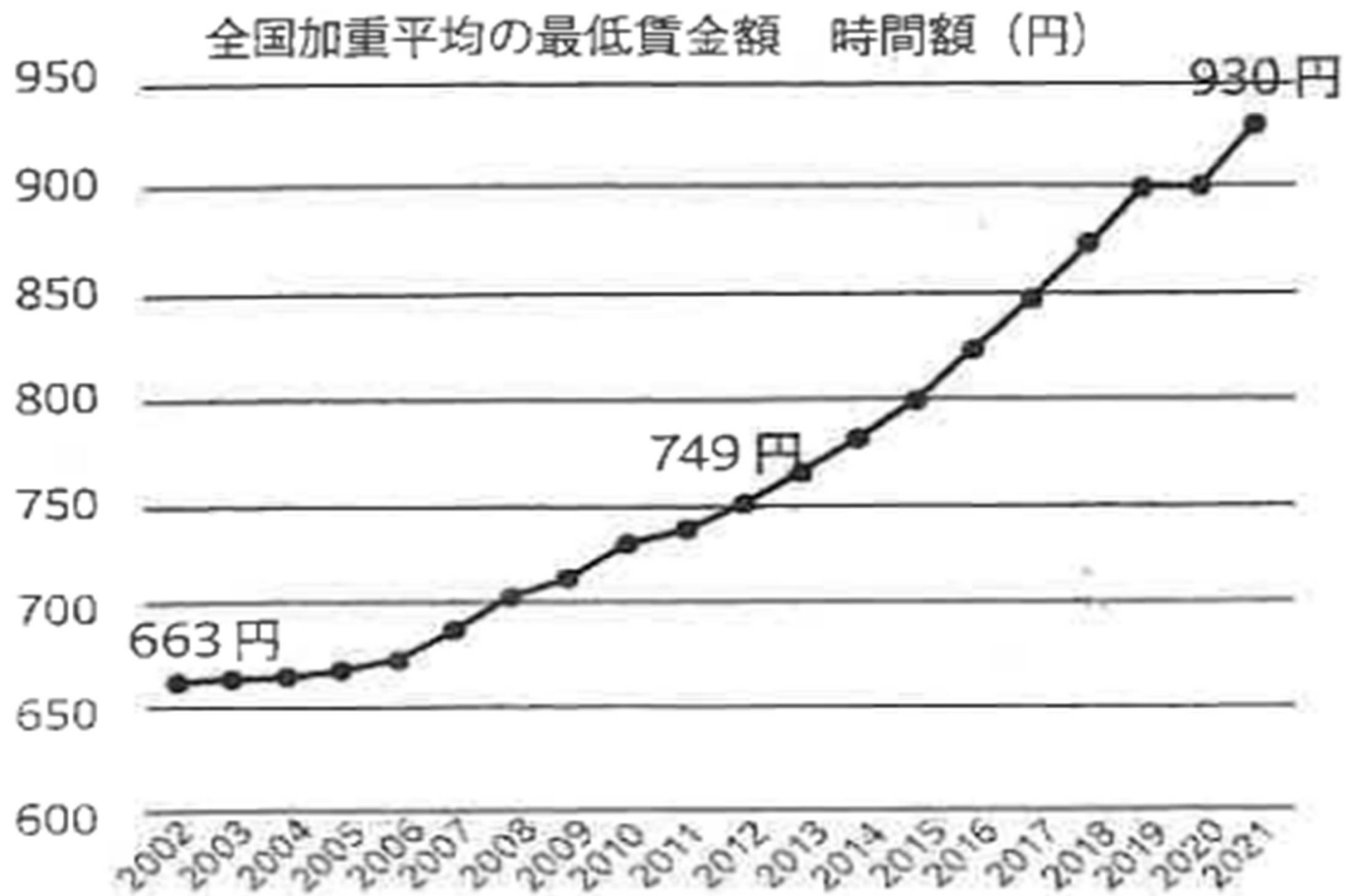


図2 最低賃金額は1.4倍に



介護保険14兆円の内訳から

ヘルパーへの介護報酬

**9000億円 ÷ ヘルパー50万人
× 事業収支30% (平均人件費
率7割とした場合)
= 平均年収150万円**

本当に50万人居るのか？



2019年11月 東京地裁での裁判のスタート記者会見



地裁判決

2019年11月10日に提訴

コロナ禍で中断や傍聴席への制限等があり

以降7回の審議が2年間続いた。

その間、余りの裁判運営に対し

裁判官を首にする「忌避」を申し立てをして審議が一時

ストップになったが、再開された裁判官「退廷」警備員を

導入するな等、抑圧的な裁判運営が続く

2022年11月1日 国には違法性がないとして棄却

直ちに東京高裁に控訴



只今、審議継続中！

流れは、原告に!?

国側から答弁書として出て来たのは「事業所調査のみ」

次回は10月25日(水)515法廷 13時～

証人喚問と原告の意見陳述 約2時間の予定

詳細はヘルパー国賠裁判HP

<https://helper-saiban.net/index.html>

裁判官に公正な判決を！の署名活動中



ケアを社会の柱に！

